餌鳥會記録

市中御改正ニ付御餌鳥請負方取調書上控 丙一 七

836
19
46

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

七

国立国会図書館　　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

836
46

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

一

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

まだ記名捺印なし

御掟書写

一札之事

一先年

公儀御所定相止候後御寄所寄請負申付並候是

迄之請負人ニ而第二月請負之故其方ニ而請負申

付候之所寄請負札八百二拾六枚外之道中洗米御焼下

札拾四枚相渡候寄所定之関八州之内西所寄五寄

申事

一焼下札毎年其方ニ而被其方ニ而被下事

一札不持して寄ニ候可為停止候事

一其所之ニ而寄見之ニ而札改候りて焼下札出

之見せ申候ニ付之者ニ而相改候答候寄所

是ニ而被候之札ニ見せ合下札ニ答候根ニ付寄所

是ニ而急度ニ渡候事

一 隣家たちさて若ゐく非分さ候或さ称ちり分多く候一切
ロ掛ロ多く并行木代採用ゐるゞ一時たち商賣物買
ゐ分多く不可調ゐさ市所又さ商人より丈ゝ出候お對
こゝ代銭相拂可調事

一 饒ゐ札他所ゝ者ゐ貸ゐ宮多ゐ其ゝ所ゝに者ゐ札告ゐ用ゐ
一 饒ゐ札を持ゐ所ゐ法ゐ又さ紛失致ゐて王迷可ゐ出ゐ者
隣里外ゐ相服ゐ節さ急度ゐ事

一 隣家たちさて遍留ゐ候日数有限ゐ事
一 御鷹隣家百性役あて多持ゐ事
一 病事出来其外持ゐ事難相成事さ食貸銭急家
相拂多持ゐ事

一 王陽白家ゐ候さ可多行止ゐ其外美食層鶴ゐ乾
政家白政家隣ゐ政家又ゐ政家梅首鶴川鳥北札鶴雲
者

御奉場之内御用場之内一切可ゟ[illegible]
より七月晦日迄可ゟ[illegible]
一 [illegible]八月[illegible]三月晦日迄[illegible]
[illegible]
[illegible]御用[illegible]
[illegible]
一 [illegible]御用[illegible]
[illegible]

[illegible]村之内
荒沼
[illegible]
荒沼
[illegible]村
古川
[illegible]
中川通り
[illegible]村
[illegible]川通
白[illegible]池
[illegible]村
古川
[illegible]村
古川
[illegible]
古池
[illegible]
[illegible]川通
[illegible]村
[illegible]
[illegible]
[illegible]村
古川
[illegible]村
古川
[illegible]
[illegible]村
[illegible]
[illegible]川通

一 御奉場[illegible]場之内[illegible]
[illegible]

一 敬同之曾敬一而為宮家之事
但うしかうしき曾ほり得之取合事
一 上野 増上寺 清通院 山王 東宮 水川
右吉新之門臣隣家長ハ寺入新外之先規之通境内而隣
曾ほり御生之上社境之巡り之事ハ深事ハ差支外ほり
隣家長取及通ハ事之法而外ほり生新而之相止生之方
左ハ少り可申出事

一 御簾臨門隣家長八月頃より二月晦日止網敷網ハ小さく
曾ほり宮家之事
紀勢御用宮月之相延御節之右御用之儀ハ迄
右通可申出事
一 生方左ハ少り仕立ハ隣家長昭義寺ハ事一而得止ハ宮無
腰而曾ほり事ハ事
一 境内札辭無事月我經成後仕宮家之事

[illegible]
[illegible]
[illegible]

急度差下候
右之通町中ニ而洩無之様ニ可申渡候
以上
寛政六寅年十二月
十七日 周防守
周防守殿 村越石見守殿

一御警固ニ罷越候人数之内、先手弓之組与力相生候ハヽ、同心ハ人数ニ構ニ不及候、尤与力ハ相生候共、同心人数ニ構ニ不及候、尤与力ハ相生候共、同心人数ニ構ニ不及候、尤与力ハ相生候共、同心

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

人足ニ而ハ付ハ節ニ其常ハ足ニ賃銭張ニ合ニ差出候ハ

一見廻ニ所願ニ居職ハ以ニ往来ニ焼ニ札ニ判理ニ合ニ改ニ申ハ

判理ニ合ニ申ハ用捨なく其所ニ留ニ早ニ方ニ申出ハ

一前ニ相願ハ通願ニ居候ニ常ハ後ニ手ハ相成事ニハ宮焼ニ

札所持候ハ其服ニ常ハ其又ニ称ニ方ニ宮ニ支ニ候ニ申ハ

以ニ其所ニ留ニ早ニ方ニ申出ハ

一遠ニ焼ニ札持ニ而ニ知ニ方ハ其ニ有ニ候ニ申ニ方ニ申出ハ

一登ニ宮候ハ其ニ有ニ候ハ以ニ急度ニ古改ニ蒲ニ迷ニ申出ハ若ニ隠ニ

外ニ服ニ而ニ其所ニ其ニ有ニ候ニ急度ニ申ハ

右ニ通ニ志得ニ各ニ宅掛札ニ徳ニ迷ニ申ハ若ニ遠ニ宮ニ其ニ有ニ候ニ可ニ為ニ曲事ニ者ニ

九月

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

九月

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

[illegible]

右之通決而

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

元教寺屋所三十目之内若地公所三間

一 吾屋諸銀所三十目

表京間九寸五厘八寸
裏行東拾六寸五厘八
同西拾七寸五厘八寸
裏幅六寸四厘八寸
此坪百坪八合余

同所

一 同所三十目

表京間九寸五厘八寸
裏行北拾六寸四厘六寸
同南拾七寸五厘八寸
裏幅九寸五厘八寸
此坪百六拾弐坪余

同所

一 神田鉄屋所弐十目横所

表田舎間拾寸
裏行西拾九寸五厘八
同東拾四寸二厘折曲弐寸五厘八寸
裏幅拾弐寸
此坪弐百拾坪

同所

一 馬沼所新道

表田舎間四寸五厘八寸
裏行弐拾寸三厘八寸
裏幅四寸三厘八寸

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46
ガラス使用

一 新 找本所

別段
京師十二年十二月中 [illegible]
一 神田隣当座補

表田会間八百貳八寸
表行西貳拾八百
同東貳拾五百貳八
組社(ヲカビ)取り表隣三ヶ
此坪百拾貳坪余

表田会間二拾三百
表行貳拾百
表隣表同所
此坪八百六拾坪

所御奉行大岡越前守様御[illegible]
[illegible]
[illegible]地
都合七ヶ所
壱年地代揚り高所入用[illegible]
凡金三百拾両程
組敷境其外隣道入用平均勘定 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

無ゝ之間敷也用ニ付四月ニ合兼下ニ申候

一 鶴江当殿雅事之所ニ候 日ニ御用相成以前ニ無之

四月先書ニ申候通所治相御用兼旧雅楽相同之所

四月隣当相成以前ニ付四月隣当四月ニ候旧隣当ニ付日ニ申候

右ニ候ニ也用ニ付節事ニ端書却ニ申候厳当人ニ

集ニ付候得ニ御用兼ニ相成ニ申候ニ付候得ニ前

書ニ申候通旧雅楽ニ候ニ也四月ニ候旧隣当ニ付日ニ申候

最得ニ候ニ無之ニ候ニ也四月ニ候ニ成ニ申候ニ付

隣ニ再意四月ニ付雅楽ニ申候ニ付

天保十三寅年四月廿八日

御雅当隣当諸人

日

清之清如年 月 日

十右清 下

御年行様

未成賢帳

御隣家百五年分三綱高三千均見積り次第
御隣家所ニ於ケ諸賢ニ於ケ御年以ニ六月分是まで
諸賢人名前ニ右調書上

御隣家諸賢人
月
伊之情
伊之情四年ニ月後見
十右衛門

御隣家三御役所御隣家綱高
雜司ヶ谷

天保七年分
一 雀六拾貳万四千七拾二羽
月八酉年分
一 雀六拾貳万四千四百貳拾六羽
月九戌年四月ニ十二ヶ月分
一 雀六拾七万九千九百七拾六羽
月十亥年分
一 雀六拾三万百七拾九羽

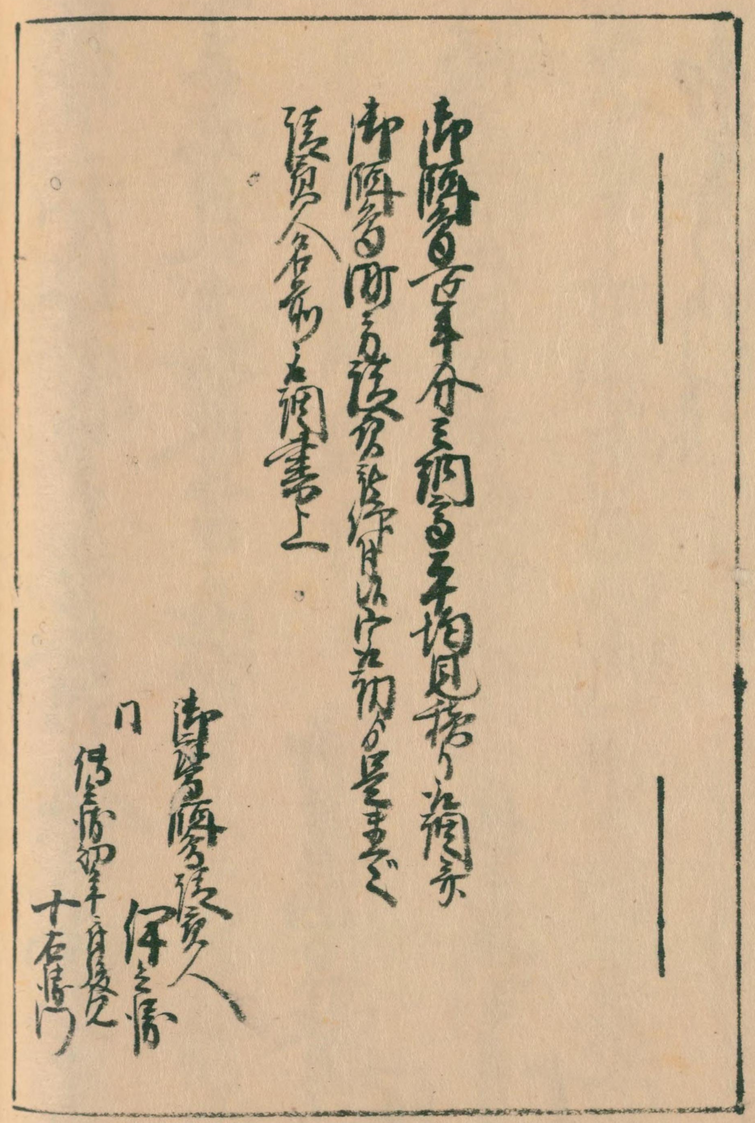

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

天保九戌年十月
一金百匁

但元年ゟ当年迄拾ヶ年賦
利足年ニ金拾匁ヲ添

右之元成年ゟ酉年迄拾ヶ年賦ニ而
勘定帳面ニ年々取調之節
勘定奉行ゟ一通ニ而ハ
難分ニ付一通ニ而ハ
難分ニ付

彰義隊
洋次郎

右ハ

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

一 金百貳拾三両　雜穀代
但阿米西米稱ニ磨米西米ニ稱賃ヲ以テ事濟
東方運賃ヲ以テ

一 金百貳拾七両貳分　拾金
但三郎ニ當歳ニ定ニ陸奥代六人分拾金
内銀
金三拾両　千貳分四七拾金
金拾八両　内銀ヲ右ニ拾金

金三拾両　雜穀賃ニ拾貳拾金
金貳拾四両　内銀ヲ基本所拾金
金拾三両貳分　喰ニ方　勇ニ拾金
金拾貳両　内銀ヲ金八拾金

二 金拾五両　内雇賃
但阿米當拂底ニ郎三郎當歳ニ月ニ増仗而
阿米分度ニ拂運ヲ人食ニ賃見積リ

[illegible]年

一 金拾[illegible]両

但三[illegible]御[illegible]殿[illegible]宮[illegible]

[illegible]

内訳

金[illegible]両

組一[illegible]

金[illegible]両

組一[illegible]

金[illegible]両

組一[illegible]

二[illegible]出金

千[illegible]

報[illegible]

[illegible]

一 [illegible]年

金百両

組[illegible]

[illegible]

内訳

金三拾六両

組[illegible]

金[illegible]拾[illegible]両

組[illegible]

金[illegible]両

組[illegible]

金[illegible]両

組[illegible]

[illegible]出金

金三[illegible]出金

[illegible]出金

十[illegible]出金

[illegible]出金

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

金拾八両
但去年ゟ去ル（有金三十両ハ見積り）
金拾八両
但去年ゟ日割にして一日銀弐分ハ下積り
雇人三十両の賃銭

一

去年
一 金三拾三両弐分
但三両ハ御賃銭ハ内野先年ゟ前年ゟ用阿蘭陀銀二十両代
内銀
金拾七両
阿蘭陀銀二十両代見積り

金三両
金五両弐分
金三両
金三両
帝左三代見積り
青苧縄口銅帝ハ代見積り
桐油ハ代見積り
挑灯銀拾千銀八十代見積り

一

毎年
一 金壹分
但二月初年稲荷帝ハ三郎千銀両ニ方ト出ス
初穂

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46
ガラス使用

一金六両　但日雇賃銀之儀ハ御定之通
　　御制限候ニ付而ハ不申候得共
　　実ニ賃銀等ニ而ハ毎月金壱両
　　ニ而ハ不足ニ付
　　御増被下候様ニ
　　御願申上候

一金二両　但千駄木ニ而ハ御賄賃銀
　　実ニ毎月金壱両ニ而ハ
　　御賄不行届ニ付
　　御増被下候様ニ
　　御願申上候

一金壱両弐朱　但三御賄賃銀之儀ハ
　　毎月晦日ニ御渡被下候得共
　　内借
金弐分　永朱
金壱分　永朱
金弐分　永朱
金壱分　永朱
金壱分　永朱
金弐分　永朱
金壱分　永朱
金壱分　永朱
金壱

武藤

一

奥御用[illegible]料
[illegible]

一 金七拾貳両

[illegible]拾人

但一日[illegible]料[illegible]見積り

一 金貳拾七両貳分

但[illegible]

[illegible]見積り

一 金七両[illegible]分

但[illegible]

[illegible]見積り

一 金拾八両

但[illegible]

[illegible]見積り

一 金八両

但[illegible]見積り

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

一金弐両也
但一季金壱両ツヽ
一金弐両也
但一季金壱両ツヽ
一金弐両也
但一季金壱両ツヽ

一金弐拾両
但一人分年賦貸渡
一御扶持方
一銀壱貫目
一金弐拾両
但一人分年賦貸渡
一御扶持方
一銀壱貫目
一金弐拾両
但一人分年賦貸渡
一御扶持方
一銀壱貫目

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

御役所様

相仕　[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

836
19
46

国立国会図書館　タイトル『餌鳥会記録』 請求記号 836-46

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『餌鳥会記録』　請求記号 836-46

ガラス使用